

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

**改正使用料規程に関するご説明資料
(2025年4月1日より適用)**



公益社団法人日本複製権センター

1. 改正使用料規程のご説明

2. 利便性向上オプション等のご説明

1. 改正使用料規程のご説明

(1) 説明会及び意見聴取を受けての見直し

(2) 改正後の使用料規程

(3) 基本サービスの拡充

1. 改正使用料規程のご説明

(1) 説明会及び意見聴取を受けての見直し

2024年8～9月に実施致しました説明会及び意見聴取の結果を踏まえて、改正案から次の点を見直し致しました。

- ① **第2節**（紙から紙への複写）の単価を減額しました。
- ② **第5節**（紙からの電磁的複製）について、第2節と同様に2年間の経過措置（激変緩和措置）を設けました。

1. 改正使用料規程のご説明

(1) 説明会及び意見聴取を受けての見直し

前スライド以外は改正案のとおりとなります。

意見聴取の主な結果は弊センターHPに掲載しております。

合計で約130の貴重なご意見を賜り、総じて肯定的なご意見を頂戴することができました。皆様のご理解とご協力に厚く御礼申し上げます。👉 <https://jrcc.or.jp/tariff/>

また、利用実態の変化に対応したサービスの拡充及び利用許諾範囲の拡大は予定通り導入いたします。

1. 改正使用料規程のご説明

(2) 改正後の使用料規程

第2節(譲渡を目的としない複写)

第5節(譲渡を目的としない複写及び電磁的複製)

① 包括許諾契約(簡易方式)

- ・従業員一人当たりの単価(年間)を、現行の通常単価から**20~25円増額**します。
- ・研究費比率による従業員一人当たりの単価の増減を、現行の±20%から**±10%に変更**します(将来的には廃止予定)。

これにより、使用料は次のとおりとなります。

適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)	適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)
第2節	5%以上	120	130	第5節	5%以上	288 (120+168)	290
	通常(1~5%)	100	120		通常(1~5%)	240 (100+140)	265
	1%未満	80	105 ※1		1%未満	192 (80+112)	235 ※2

※1 第2節、研究費比率1%未満の単価は、**2年間(2025年度、2026年度) 95円**とします。

※2 第5節、研究費比率1%未満の単価は、**2年間(2025年度、2026年度) 215円**とします。

- ・最低使用料を、第2節、第5節ともに**12,000円**とします。
(現行 第2節:3,000円、第5節:7,200円)

1. 使用料規程改正案のご説明

(2) 使用料の見直し

第2節(譲渡を目的としない複写)

第5節(譲渡を目的としない電磁的複製)

① 包括許諾契約(簡易方式)

- ・従業員一人当たりの単価(年間)を、現行の通常単価から**25円増額**します。
- ・研究費比率による従業員一人当たりの単価の増減を、現行の±20%から**±10%に変更**します(将来的には廃止予定)。

これにより、使用料は次のとおりとなります。

適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)	適用節	研究費比率	現行単価(円)	新単価(円)
第2節	5%以上	120	135	第5節	5%以上	288 (120+168)	290
	通常	100	125		通常	240 (100+140)	265
	1%未満	80	110		1%未満	192 (80+112)	235

※ただし、第2節のご契約者様であって、研究費比率が1%未満のご契約者様における従業員一人当たりの単価は、2年間100円とします。

- ・最低使用料を、第2節、第5節ともに**12,000円**とします。
(現行 第2節:3,000円、第5節:7,200円)

1. 改正使用料規程のご説明

(2) 改正後の使用料規程

【改正後の使用料の例】

使用料の見直しに伴い、例えば従業員数(利用報告人数)が1,000人のご契約者様にお支払いいただく使用料は以下のとおりとなります。 (税抜き)

	第2節(紙から紙への複写) ご契約者の方	第5節(紙から紙への複写及び紙からPDF等への電磁的複製)ご契約者の方
研究費比率5%以上	(現行) 120円/人 × 1,000人 = 120,000円 (改正後) 130円/人 × 1,000人 = 130,000円	(現行) 288円/人 × 1,000人 = 288,000円 (改正後) 290円/人 × 1,000人 = 290,000円
研究費比率1~5% 官公庁等	(現行) 100円/人 × 1,000人 = 100,000円 (改正後) 120円/人 × 1,000人 = 120,000円	(現行) 240円/人 × 1,000人 = 240,000円 (改正後) 265円/人 × 1,000人 = 265,000円
研究費比率1%未満	(現行) 80円/人 × 1,000人 = 80,000円 (改正後) 105円/人 × 1,000人 = 105,000円 (経過措置中) 95円/人 × 1,000人 = 95,000円	(現行) 192円/人 × 1,000人 = 192,000円 (改正後) 235円/人 × 1,000人 = 235,000円 (経過措置中) 215円/人 × 1,000人 = 215,000円

1. 改正使用料規程のご説明

(2) 改正後の使用料規程

第2節(譲渡を目的としない複写)

第5節(譲渡を目的としない複写及び電磁的複製)

② 包括許諾契約(実額方式)

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第2節は**12円**(現行:4円)、第5節は**30円**(現行:10円)とします。
- ・最低使用料を、第2節、第5節ともに**12,000円**とします。
(現行 第2節:3,000円、第5節:7,200円)

(注)本方式による契約は、現在、小規模企業様に限定させていただいております。

③ 個別許諾契約

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第2節は**12円**(現行:4円)、第5節は**30円**(現行:10円)とします。
- ・**最低使用料制**を導入し、価格は、第2節は**1,300円**、第5節は**3,900円**とします。また、これに伴い、**基本使用料(500円)**を廃止します。

1. 改正使用料規程のご説明

(2) 改正後の使用料規程

第3節(譲渡を目的とした複製及び譲渡)

第4節(ファクシミリ送信)

① 包括許諾契約(実額方式)

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第3節、第4節ともに**12円**(現行:4円)とします。
- ・最低使用料を、第3節、第4節ともに**12,000円**(現行:2,400円)とします。

② 個別許諾契約

- ・1頁・1枚当たりの単価を、第3節、第4節ともに**12円**(現行:4円)とします。
- ・**最低使用料制**を導入し、価格は、第3節、第4節ともに**1,300円**とします。
これに伴い、基本使用料(500円)を廃止します。

1. 改正使用料規程のご説明

(3) 基本サービスの拡充

JRRCは、使用料体系の見直しと同時に、利用者に対する利便性を向上させるため、次のような取り扱いを行います。

①一回の利用における複写及び電磁的複製の**上限数を拡大**

- ・ 少部数：紙から紙への複写の部数の上限 20部 → **30部**
- ・ 小規模：紙からPDF等への電磁的複製の
共有人数の上限 30人 → **40人**

②電磁的複製物の**保存期間を延長** 1箇月 → **2箇月**

※従来より利用条件に制限のある新聞(日刊紙)及び学術論文に適用されます。
雑誌や書籍等については、保存期限に制限はありません。

1. 改正使用料規程のご説明

(3) 基本サービスの拡充

③グループ企業間での電磁的複製物の共有を可能に

グループ契約に含まれる親会社と子会社間又は子会社間における電子メール、イントラネット等による電磁的複製物の共有が可能となります。

※ただし、共有数は①に記載の数が上限です。

④複数口契約の特例制度を創設

「少部数」(30部)や「小規模」(40名)の範囲では皆様の業務の円滑な実施に支障が出ると認められる場合、JRRCにご申請の上、各節に定める使用料を2倍お支払いいただくことで、当該部数又は規模の2倍の範囲内で複製を行うことができます。

1. 改正使用料規程のご説明

(4) 契約書の再締結について

使用料規程の改正に伴い、現在皆様と締結している利用許諾契約書に条ズレ等が生じます。これについて、以下のとおり対応させていただきます。

①単年度契約(主に官公庁様向け)のお客様

【契約・使用料報告時期:2~4月】

例年契約書の締結手続きがございますので、今回の契約・使用料報告の際に、最新の契約書による契約の締結をお願いいたします。

②継続契約(主に民間企業様向け)のお客様

【使用料報告時期:7~9月】

継続契約のお客様におかれては、例年使用料報告のみを行っていただいております。

今回の使用料規程改正により条ズレが生じますが、契約書に読み替え規定がございますので、原則として契約の再締結は不要と考えております。使用料規程改正に伴う契約書の読み替え表をご準備いたします。

なお、最新の契約書による契約の再締結をご希望の場合は対応いたしますので、その旨個別に連絡いただけますと幸いです。

2. 利便性向上オプションサービス等のご説明

- (1) 新聞、雑誌の電子版等のデジタル著作物複製
オプションの開始
- (2) 電磁的複製物の保存期間の更なる延長
- (3) 新聞のクリッピング契約代行

(1) 新聞、雑誌の電子版等のデジタル著作物複製オプションの開始

リモートワークの定着に伴い、デジタル著作物のスクリーンショットやコピー&ペーストによる複製が日常的に行われていること、新規契約や問合せにおいて、新聞等の購入をデジタル媒体で行っていた場合に、JRRCから複製の許諾を受けられないのは残念という声が多いことを受け、デジタル著作物複製オプションを開始いたします。

初年度となる2025年度は、全国紙5社(朝日、毎日、読売、産経、日経)から開始し、順次取り扱いを増やす予定です。

各社の利用条件等の詳細については、弊センター許諾システム「諾」上でご覧いただけるよう鋭意準備中です。

デジタル著作物複製オプション使用料のイメージ

上段:新聞社名
下段:オプション単価

使用料の額

包括許諾契約(簡易方式*1)
《第5節ご契約者様のみがオプション選択可》

従業員一人当たりの単価
研究費5%以上 @290円
通常 @265円
研究費1%未満 @235円

有料
無料可

A社 a円 B社 b円 C社 c円

必要な社を選択

無料のみ可

X社 x円 Y社 y円 Z社 z円

必要な社を選択

許諾範囲

小部分(全体の30%または60頁のいずれか少ない方)
 少部数(アナログコピー):30部以内
 小規模(電磁的複製):40名以内

使用料計算例: 従業員単価@265円(通常)適用の契約者が、オプションとしてA社、X社、Z社を選択した場合
⇒ (265円 + a円 + x円 + z円) × 従業員数

使用料報告画面

新規 継続契約画面

申請内容(見積内容)
この画面では今年度の申請や過去の申請の内容を確認いただけます。

見積書

見積額:
見積日:

公財社団法人 日本複製センター
〒105-0002 東京都港区芝浦1-3-4 豊臣東洋ビル7F
TEL: 03-6809-1281

契約内容	単価	数量	金額	消費税
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
使用料小計(10%)				
消費税(10%)				
お見積金額(税込)				

※本圖複製使用料のご申請日時点の税率を適用いたします。
【見積有効期間】 見積書発行日より60日以内
【契約対象期間】 2024/4/1~2025/3/31

許諾年度* 2025 2024

業態選択* 官公庁 民間企業

契約の種類* 単年度契約 自動継続契約

許諾対象の全従業員数* 人

研究費の比率* *最近の決算報告書に基づき売上に対する研究費の比率を選択してください。

売上に対する研究費の比率が1%未満 売上に対する研究費の比率が1%以上5%未満 売上に対する研究費の比率が5%以上 非営利団体向け

デジタル著作物複製オプション ?

<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)
<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)
<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)	<input type="checkbox"/>	〇〇新聞 (@¥ xx)

複製利用方法の選択* ? 最低使用料金適用のため5節契約をお勧めします

おすすめ 紙から紙の複写 + 紙からPDF等の複製(5節) **99,999人 x @999 = ¥99,999,999**

紙から紙の複写(2節) 計算方式* a.人数方式 **99,999人 x @999 = ¥99,999,999**

※計算方式b.台数方式をご希望の方はお問い合わせください

第5節のご契約を選択された方に、オプション選択画面が表示されます。

2. 利便性向上オプションサービス等のご説明

<契約手続きについて>

①単年度契約の場合

【契約・使用料報告時期:2~4月】

第5節の契約書

+

利用許諾書

②継続契約の場合

【使用料報告時期:7~9月】

第5節の契約書 (初回契約時のみ)

+

利用許諾書

〔 〕部分が毎年締結・更新する書類です。

デジタル著作物複製オプションは、利用許諾書を発行いたします。

なお、料金やラインナップが変わる可能性がありますので、**本オプションについては1年ごとの年度単位の申請**となり、毎年手続を行っていただく必要があります。

本オプションの請求書・見積書は、**第5節とデジタルオプションとの併用**のものをご用意いたします。

(2) 電磁的複製物の**保存期間の更なる延長**

電磁的複製物の保存期間について、利用者の皆様からのご要望を踏まえ、基本サービスの拡充策である「電磁的複製物の保存期間の延長：1箇月→2箇月」に加えて、**年単位等の更なる保存期間の延長を行うことができる制度**について検討を行っており、新聞社を中心に検討継続中です。

サービス開始が可能となった時点で、別途お知らせいたします。

(3) 新聞のクリッピング契約代行サービス

本サービスは、2024年度より新規に開始したサービスです。各新聞社が展開している「クリッピング契約」をJRRCが代行するもので、2024年度は岩手日報社から最初の委託をいただきました。

2025年度契約分からは、千葉日報社、中部経済新聞社、京都新聞社、徳島新聞社、山陽新聞社、愛媛新聞社の6社が追加となり、さらに共同通信社オプションも付加可能となりました。

弊センターの契約システム「諾」上に新聞社ごとの専用ページを設け、簡便なお手続きでご希望の新聞のクリッピング契約を締結いただけますので、ぜひご利用ください。👉 <https://jrcc.or.jp/clipping/>

質疑応答

- ・ご質問がある方は、zoomの挙手機能により挙手をお願いいたします。
- ・挙手を確認いたしましたら、JRRC事務局より順次、指名をさせていただきますので、ご質問をお願いいたします。
- ・zoomのQ&A機能を用いて質問をいただいても結構です。
- ・時間が限られていますので、全てのご質問にお答えできない場合がございます。いただいたご質問への回答・対応は、HPで公開をする予定です。

<https://jrcc.or.jp/tariff/> (ご案内済みのURLと同一です。)

お問い合わせ窓口

ご相談・ご質問につきましては、以下の**お問い合わせ窓口**から
お願い致します。電話でもメールでもどちらでも結構です。

また、ご契約に関するご質問に加え、一般的な著作権に関するご相談も随時受付しております。

なお、**官公庁の皆様向けの特設サイト**もございます。

→ <https://jrcc.or.jp/kankocho/>

公益社団法人日本複製権センター(JRRC)

事務局 契約担当

〒105-0002 東京都港区愛宕1-3-4愛宕東洋ビル7F

TEL: 03-6809-1281 Email: jrcc_info@jrcc.or.jp

<https://jrcc.or.jp/>

JRRC 

ご清聴ありがとうございました。

